

取 扱 基 準

名 称	にいがた agribase 事業費補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	新規就農（業）者確保のため、就農希望者や新規就農者、就業者を雇用する者等に対する補助金を交付する。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	事業活用数 35人・経営体／年 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	<p>①新規就業者雇用研修支援事業 新規就業者に対し、当該農地所有適格法人等での就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させる費用。</p> <p>②働く環境見える化支援事業 専門家の派遣等により制度等の作成に要した経費</p> <p>③働く職場環境整備支援事業 新たに従業員用設備を設置するための工事又は取得に要する経費</p> <p>④就農実習宿泊費支援事業 市内の農家で就農体験実習を行う場合の宿泊費</p> <p>⑤既存施設活用支援事業 新規就農者自ら耕作・飼養に使用するために行う既存の施設・設備の修繕費</p> <p>⑥農地経営安定支援事業 新規就農者自ら使用及び収益を目的とする権利を有している農地等に関する土地改良費及び農地賃借料</p> <p>⑦親元等就農支援事業 収入低下や出費などを補うための資金</p> <p>⑧企業参入促進支援事業 新たに農業に参入する企業の既存施設修繕費及び農地賃借料</p>

<p>補助額 及びその算定方法 又は補助率</p>	<p>①就業1年目：補助率 4/10（障がい者雇用 3/4）上限 8 万円／月 就業2年目：補助率 1/4（障がい者雇用 1/2）上限 4 万円／月</p> <p>②補助率 1/3 上限 10 万円／年・経営体</p> <p>③補助率 1/3 上限 50 万円／年・経営体</p> <p>④上限 165 千円／人（30 泊分、5.5 千円／泊）</p> <p>⑤補助率 2/3 上限 200 万円／年 （対象事業費 10 万円以上 300 万円以下）</p> <p>⑥補助率 2/3 上限 30 万円／年（対象事業費上限 45 万円）</p> <p>⑦100 万円／経営体</p> <p>⑧既存施設活用 補助率 1/2 上限 200 万円／年 農地賃借料 補助率 1/2 上限 30 万円／年</p> <p><補助額が5万円未満，又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由></p> <p>⑤⑥リスクの高い新規就農者の設備投資や農地の確保について、手厚い補助が必要であるため。</p>
<p>開始時期</p>	<p>令和8年4月1日</p>
<p>評価の時期</p>	<p>令和10年9月30日</p>
<p>終 期</p>	<p>令和11年3月31日</p> <p>(終期が3年を超える場合の理由)</p>
<p>補助事業者による 情報の公表</p>	<p>〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。</p> <p>〔媒体〕</p>
<p>担当部署</p>	<p>農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電 話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp</p>